

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		児童福祉施設に対する改善勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		児童福祉法
条 項		第 46 条第 3 項
所 管 課		子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 (電話：048-711-1798)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (法令等の定め以上に具体的な基準として定めることが技術的に困難であるため)
	備 考	